

一 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

二 日給待遇は、特別に待遇を享受するものに、特別に優遇するものとする。

三 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

四 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

五 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

六 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

七 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

八 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

九 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

十 労働者三三〇名を以て、特別に待遇を享受するものとする。

法人協同會名古屋出張所

残業午後十二時迄ニ及ビタル時ハ二歩増
残業徹夜ヲナシ午前七時三十分ニ及ビタル時ハ三人歩ノ制ニ
テ支拂ハレタシ

六年二回以上定期昇給サレタシ

七年二回以上賞與金支給サレタシ

賞與金支拂ノ時ハ盆及年末トシ一回三週間以上エサレタシ

ハ製品ノ配達ヲナシタル時ハ一月目ニ付五厘宛支拂ハレタシ

ハ製品ノ目方ヲ正確ニスルタメ毎日製品ノ目方ヲ記載シタル傳票
ヲ渡サレタシ

但シ目方ヲ正確ニ合理的ニ秤量スル爲メ従業員中ヨリ立會人
ヲ出サレタシ

一〇 請負制度ノ時ハコノ工場ヨリ本工場へ製品ノ運搬ヲサセナイ様
ニサレタシ

一〇 本工場ハ二人轉勤サス事ヲ取消サレタシ